

## USTR が 2022 年版スペシャル 301 条報告書を公表

2022 年 5 月 5 日  
JETRO NY 知的財産部  
石原、赤澤

米国通商代表部 (USTR) は 4 月 27 日、2022 年版スペシャル 301 条報告書<sup>1</sup>を公表した。

当該報告書は 1974 年米国通商法 182 条に基づき、知財保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには「優先監視国 (Priority Watch List)」、「監視国 (Watch List)」の 2 段階がある。USTR は、2022 年版報告書において、7 か国を「優先監視国」、20 か国を「監視国」として特定した。

昨年と比べると、優先監視国であったサウジアラビアがリスト外になった。これは、サウジアラビア知財総局が権利行使の手續を公表し、模倣品と海賊版に対する権利執行を強化したこと等が評価された。また、監視国であったクウェート、ルーマニア、レバノンがリスト外になった。クウェートに関しては、商標及び著作権の侵害を報告するポータル<sup>2</sup>の設置や米国との貿易・投資フレームワーク協定に基づく会合の実施により、懸念であった知財の権利行使と透明性について進展したことが評価された。ルーマニアに関しては、初の知財権利行使調整官の任命、オンラインの侵害を取り締まる新部署の設立等が評価された。レバノンについては関係者から特段の懸念が挙げられなかったとしている。

なお、ウクライナは昨年の優先監視国であったが、ロシアの侵略を受けて今年の評価は保留された。

報告書では、2021 年から 2022 年にかけての知財関連の動向の一つとして知財と公衆衛生の問題を挙げている。バイデン政権は、COVID-19 のワクチンに関して知財保護義務の免除を支持しており、安全で効果的なワクチンをできるだけ早く多くの人に届ける努力の一環として、今後も WTO 加盟国と議論を続けるとしている。

監視国ごとのレポートでは、中国について最も多くの紙面を割き、2021 年の特許法、著作権法、刑法の改正等、知財の保護と権利行使のための施策が実行されたものの、施策の妥当性や効果について懸念があるとしている。その上で、権利行使の手段の脆弱性、透明性及び司法の独立性の欠如が特に問題であり根本的な変化が必要であると指摘している。また、共産党中央委員会や最高人民法院等の高官の声明は知財を中国による市場独占と関連させる姿勢を示しており、強制技術移転や外国企業に対する不公平な取扱いが引き続き懸念されるとしている。悪意の商標出願に関しては、出願費用の低下や審査期間の短縮、審査において拒絶する運用の改善が見られたものの、一貫性のない判断や異議申立ての成功率の低さは引き続き問題であるとしている。

<sup>1</sup>

<https://ustr.gov/sites/default/files/IssueAreas/IP/2022%20Special%20301%20Report.pdf>

ロシアについては、ウクライナ侵略を受けて米国はロシアを世界経済から孤立させる措置をとったため、USTR が知的財産の保護と権利行使に関する問題についてロシアに影響力を行使することは困難になったと説明している。ロシアでは著作権侵害や模倣品、集中管理団体の不透明な運用等が問題であるとされている。また、ロシアがウクライナ侵略を踏まえた各国による制裁への対抗措置として、これらの国に所在する者の知財を補償金なしで使用することを許可したため、注意深く監視するとしている。

**【優先監視国】**

中国、インドネシア、インド、ロシア、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ

**【監視国】**

タイ、ベトナム、パキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、アルジェリア、エジプト、トルコ、バルバトス、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、トリニダード・トバゴ

(以上)